



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040
 URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



4月といえば、街のあちこちで希望に満ちた表情の新入学や新社会人を見る時期でしたが、今年は新型コロナウイルスの感染症の流行により、状況が一変しています。2月の安倍首相の学校の臨時休業の要請に始まって、不要不急の外出の抑制といった過去に経験のない事象が様々なところで見受けられます。事業の継続が困難となる事例も出てきています。そんなとき役立つのが、事業継続計画（BCP）です。BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃、感染症の蔓延などの緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続・早期復旧を可能とするため、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。日本では、毎年多くの自然災害が発生しています。しかし、中小企業のほとんどがBCPを策定していません。必要であるという認識

はあるものの、通常業務に比べ優先度が低く、策定に至っていない企業が多いと考えられます。また、策定にかかる時間や、リスク分散のために必要となる費用等を負担に感じるということもあるようですが、策定のメリットは大きいでしょう。①基本方針の立案（目的の整理）、②重要商品の検討（中核事業の選定）、③被害状況の確認（予測される影響の整理）、④事前対策の実施（非常時に備えて今できること）、⑤緊急時の体制の整備（対応策と責任者の決定）、いざという時に事業の継続をどうすればよいのか、自社の実態に合ったBCPを考えておきましょう。

新型コロナウイルスへの企業の対応

◆新型コロナウイルスへの対応についての調査

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、各企業がどのような対応をしているかが気になるところです。人事コンサルティング会社のマーサー・ジャパンでは2月27日から3月4日までの期間、新型コロナウイルスに対する企業の対応について、調査を実施しました。

◆時差出勤、テレワーク、オンライン化

各社の取組みの現状としては、「時差出勤の許可・奨励」が84%、「在宅勤務・テレワークの許可・奨励」が69%と柔軟な対応が進んでいます。

在宅勤務・テレワークについては、82%が全社または一部の部門で実施しています。その一方で、18%の企業が実施していない理由としては、「インフラが整っていない」(78%)、「関連規定・ルールが整備されていない」(66%)、「業務特性がテレワークに適していない」(62%)などが挙げられています。

会議などのオンライン化も「オンライン会議への切替え」(社内ミーティング52%、社外ミーティング39%)、「オンライン研修への切替え」(27%)と進んでいます

◆イベントの中止・延期

「緊急性の低い国内外の出張を中止・延期」が91%、「集合型社内研修の中止・延期」が71%、「職場での懇親会等の中止・延期」が59%、「採用関連イベントの中止・延期」が39%と多く、「新卒・中途入社式の中

止」も10%となっています。

◆企業への影響

企業が抱える懸念としては「出張の中止や延期に伴う商談のスローダウン」が57%、「国内外の経済活動の停滞、自粛ムードに伴う売上の減少」が50%と多くなっています。

調査結果全体を通しては、全社共通の対応として、総じて不要不急な出張の中止・延期やテレワークへの切替えなど、感染拡大防止にあたり必要な施策を実施する一方、ビジネス面の影響や4月以降の業務計画の見直しについては慎重に見極める姿勢が大半であり、悲観的なトーンが比較的強いメディア報道に比べ、企業の現場では冷静な対応が多く見受けられたようです。

また一方で、感染拡大防止に向けた対応・施策が十分に整備されていない企業も見られ、個別企業ごとの危機管理や業務・ITインフラ、リーダーシップのあり方の違いが浮き彫りになったとも言えそうです。

新型コロナウイルス対策で利用可能な助成金

◆影響拡大を受け相次いで対策を公表

2月27日になされた政府の休校・自粛要請により、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大しました。3月10日に発表された緊急対策第2弾までの内容から、雇用維持・事業継続のために活用できる助成金を紹介します。

◆雇用調整助成金

業種を問わず、受注量が減ったり、行政の要請で事業



所を閉鎖したり、あるいは労働者が発症したため自主的に事業所を閉鎖したり、従業員が子の世話のため休暇を取得するなどして、**事業活動の縮小を余儀なくされた会社**が、**一時的な休業などを実施**し、従業員の雇用を維持した場合に支給される助成金です。

新たな特例措置として、**1 か月間の販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標が前年同期と比べ 10%以上減少**していれば支給可能とされました。雇用期間6カ月未満の労働者も対象となるほか、過去にこの助成金を受けていても支給できる等、今回に限っての多数の条件緩和措置が発表されています。休業を実施した後、必要書類を労働局に提出して支給申請を行うことが可能です。

◆時間外労働等改善助成金〔テレワークコース〕

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主を対象とした助成金です。就業規則等を作成・変更し、2月17日から5月31日までの間にテレワークを導入し、それを実施した労働者が1人以上いれば対象となる可能性があります。助成額は対象経費合計額の2分の1（上限100万円）とされています。

5月29日までに交付申請書類をテレワーク相談センターに提出して取組みを実施したのち、7月15日までに支給申請書等を提出します。

◆時間外労働等改善助成金〔職場環境改善コース〕

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、子の休校・休園に関する特別休暇制度の規程を就業規則に定め、施行すると対象となります。

令和2年度に新設予定の「働き方改革推進支援助成金」で2月17日から5月31日までにおけるこれらの取組みについて助成予定とされています。

◆新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成金

小学校等（幼稚園、保育所、認可外保育施設等を含む）の臨時休校に伴って、あるいは、感染が疑われる子の世話を行うために、2月27日から3月31日までの間に**会社を休む必要があった労働者**（祖父母や里親等含む）に対し、年次有給休暇とは別の有給の休暇（半休、時間休を含む）を取得させると対象となります。

助成額は、支払った賃金相当額（ただし日額上限8,330円）です。申請期間は6月30日までとなっています。

※上記助成金に関する内容は、頻繁に変更されており、最新のものでない可能性があります。最新の情報、詳細についてはお手数ですが庄司事務所、もしくは各助成金担当窓口等にお問い合わせ下さい。

増加傾向が続く転職者の状況と採用形態の多様性

◆令和元年、転職者数は過去最多

人手不足の状況が続いていますが、企業も人手確保のために積極的に中途採用・経験者採用を行っているようです。

総務省が発表した労働力調査の詳細集計の結果によれば、令和元年の転職者（※）数は351万人と、比較可能な平成14年以降で過去最多となりました。

※就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者

◆55～64歳と65歳以上では転職者比率が過去最高

就業者に占める転職者の割合を年齢階級別にみると、若年層で割合が高く、15～24歳で12.3%、25～34歳で7.8%となっています。近年ほぼ横ばいで推移していたところ、元年は前年に比べて大きく上昇しています。また、35歳以上の階級でもわずかながら上昇傾向は続いており、特に55～64歳、65歳以上では元年に過去最高となっています。

◆転職理由は「より良い条件の仕事を探すため」

転職者の離職理由としては、「より良い条件の仕事を探すため」が1位となっており、転職者数の3～4割を占めています。次いで「定年又は雇用契約の満了」「会社都合」「家事・通学・健康上の理由」と続きます。平成14年以降の調査結果をみても、景気悪化により会社都合による転職等が一時的には増えますが、この離職理由は常にトップとなっています。

現在、新卒学生の採用についても、通年採用を拡大することが経団連と大学で合意され、横並びの一括採用が見直されつつあります。採用形態にも多様性が求められてきているなか、企業も人手確保のために、中途採用・経験者採用含め、積極的に人を集める工夫を行ってきたいところ です。

<事務所からのご案内>

■新型コロナウイルス対応「緊急無料相談会」

4月は、緊急の「新型コロナウイルス対応相談会」を実施します。会社の基本対応、休業させる場合や、感染者が出た際の対応、利用可能な助成金の最新情報などご案内します。

【日時】 4月 9日、16日、23日（各木曜日）

4月14日、21日、28日（各火曜日）

【場所】 神戸事務所 7階 セミナールーム

姫路事務所 3階 会議室